

発議案第3号

匝瑳市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年3月22日提出

匝瑳市議会議長 山崎 等 様

提出者 匝瑳市議会議員 近藤 魁人

賛成者 匝瑳市議会議員 佐藤 悟

提案理由

発議案第3号

匝瑳市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、匝瑳市行政組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管に関し、所要の条文の整備をいたしたく、別紙のとおり提案いたします。

## 匝瑳市議会委員会条例の一部を改正する条例

匝瑳市議会委員会条例（平成18年匝瑳市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「産業振興課」を「農林水産課、商工観光課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の匝瑳市議会委員会条例第2条第2項第3号に規定する産業建設常任委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ改正後の匝瑳市議会委員会条例第2条第2項第3号に規定する産業建設常任委員会（以下「新委員会」という。）の委員長若しくは副委員長に互選され又は委員に指名されたものとみなす。この場合において、当該指名されたものとみなす委員の任期は、旧委員会の委員の任期と同一とする。

3 この条例の施行の際、現に旧委員会に付議されている事件は、当該事件に相当する事件を審査すべき新委員会に付議されたものとみなす。

(参考)

皿瑛市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 略 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 6人 <u>環境生活課、農林水産課、商工観光課</u>、建設課、都市整備課及び農業委員会の所管に属する事項(予算決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 6人 <u>環境生活課、産業振興課</u>、建設課、都市整備課及び農業委員会の所管に属する事項(予算決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p>以下 略</p>